

り災証明書等の発行について

先日の東北地方太平洋沖地震において、被災された方々には改めてお見舞い申し上げます。

復興に向け、皆さんご努力されているところですが、住宅等に係るり災証明書についてご案内いたします。

被災者生活再建支援法に基づく支援金の請求に必要な「り災証明書」や、各種損害保険等請求時に必要な「被災証明書」の請求方法については、下記のとおりとなりますので必要に応じ事務手続き等を行ってください。

記

1. 証明の種類

- ・り災証明書 → 被災者生活再建支援法に基づく支援金の請求に必要な(発行対象は居住実態のある家屋で、半壊以上の被害があった場合。現地調査の上、証明書を発行します。)
- ・被災証明書 → 各種損害保険等請求時に必要(り災証明書の対象外の住宅と、住宅以外の付属家を含めた構造物の被災証明書を発行します。)

2. 受付予定日 平成23年4月4日以降受付いたします。

3. 申請 所定の申請書(役場総務課・町ホームページにあります。)に記入の上、役場総務課窓口申請してください。
なお、証明書は現地調査の後に発行となります。

4. その他 申請時に被害状況の写真を添付いただきますので、各家庭においてあらかじめ撮影しておいてください。

5. 問い合わせ 詳しくは、神崎町総務課 電話72-2111までお問い合わせください。

ミニQ&A

Q 液状化現象で、家全体が大きく傾いて危険な状態です。支援金の対象になりますか？

A 建物に損傷がなくても、液状化現象により基礎から沈下している場合、条件により全壊扱いになる場合があります。ご相談ください。

Q 棟瓦が崩壊し、壁の一部に亀裂がはいりました。支援金の対象となりますか？

A 住宅の大規模半壊以上が対象となりますので、本例は対象とならない可能性が大きいです。(大規模半壊とは、基礎、基礎ぐい、壁、柱等構造耐力上主要な部分に大規模な補修を行わないと居住困難なもので、損壊部分が延床面積の50%以上70%未満のものです。)